

歯科 経営情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

保険医療機関等の
実施状況に見る！

指導・監査の 指摘事項

- 1 歯科医院の指導・監査の実施状況
- 2 指導・監査の目的と選定基準
- 3 保険診療における禁止事項
- 4 特定共同指導・共同指導における指摘事項

税理士法人 向田会計

2026
3
MAR

1 | 歯科医院の指導・監査の実施状況

健康保険法の第73条（厚生労働大臣の指導）には、「保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療または調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない」と定められています。（船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律でも同様の記載有）。

令和6年度に実際に指導を受けた保険医療機関のうち、監査が実施された歯科医療機関は14件、歯科保険医は16人でした。そのうち、歯科保険医療機関等の「指定取消」が6件、「指定取消相当」が8件、歯科保険医等の「登録取消」が12人、「登録取消相当」が1人となっています。

そこで今回は指導・監査の目的と実態と対策について解説します。

1 | 厚生労働省 実態調査データ

(1) 返還請求 令和6年度は約48億5千万円

厚生労働省「保険医療機関等の指導及び監査の実施状況」によると、保険医療機関等から診療報酬の返還を求めた金額は、令和6年度では約48億5千万円にのぼっています。

昨今は、電子カルテやレセコンが普及したことで、厚労省・地方厚生局側も、データ分析（レセプトデータの横断分析）、高算定・突出値への重点指導、事前情報に基づくターゲット型指導を強めていることが特徴のひとつと言えます。

■令和6年度 指導・監査の実態調査 返金金額の状況

年度	指導から	適時調査から	監査から	合計
令和6年度	17億2,536万円	22億9,921万円	8億2,876万円	48億5,333万円

厚生労働省：「令和6年度における保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について」より抜粋

■令和6年度 保険指定取消もしくは指定取消相当※の状況

区分	件数
保険医療機関等の指定取消	9件
保険医療機関の指定取消相当	14件
保険医の登録取消	17人
保険医の登録取消相当	1人

※取消相当とは、本来、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消を行うべき事例について、保険医療機関等が廃止、又は保険医等が登録の抹消をしている場合に行われる扱いであるが、公表、再指定（再登録）については、指定取消（登録抹消）と同等に扱われる。

厚生労働省：「令和6年度における保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について」より抜粋

また、保険医療機関等の指定取消処分（指定取消相当を含む）を原因（不正内容）別に見ると、架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求など多岐にわたっています。

(2)指導の実施状況

保険医療機関等については、個別、新規指定個別、集团的個別合わせて、約7,100件に対して指導が実施され、保険医等については、個別、新規指定個別合わせて、約3,300人に対して指導が実施されました。

①個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	894件	791件	809件	2,494件
保険医等	3,193人	1,682人	1,277人	6,152人

②新規指定個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	2,599件	1,292件	2,098件	5,989件
保険医等	3,557人	1,576人	3,201人	8,334人

③集团的個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	5,838件	5,029件	4,639件	15,506件

(3)適時監査の実施状況

適時監査は、1件の実施でした。

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	2,722件	1件	6件	2,729件

(4)監査の実施状況

監査は、保険医療機関等が14件、保険医等が16人の実施でした。

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	20件	14件	0件	34件
保険医等	67人	16人	0人	83人

(5) 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

指定取消処分（指定取消相当を含む）に至った経緯としては、保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等からの情報提供が20件と指定取消処分（指定取消相当を含む）の件数の大半を占めていると報告されています。

(1) 保険者等からの情報提供	20件	※保険者、医療機関従事者、医療費通知から
(2) その他	3件	※警察の摘発、個別指導等

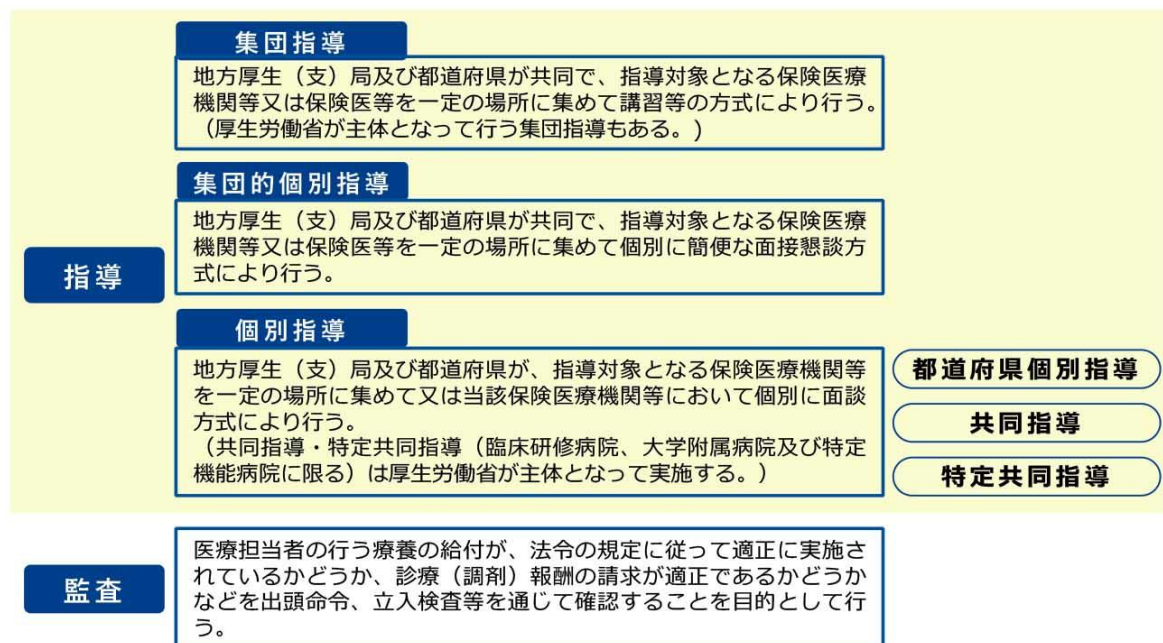
厚生労働省：「令和6年度における保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について」より抜粋

2 | 保険医療機関及び保険医に対する指導の形態

保険医療機関及び保険医に対する指導には、集団指導、集団的個別指導、個別指導があり、そのうち個別指導には、都道府県個別指導と共同指導、特定共同指導があります。

また、監査は個別指導の結果などにより、保険診療の内容又は診療報酬の請求について、架空・付増請求等の「不正」や「著しい不当」が疑われる場合に、保険医療機関の指定の取消など行政上の措置を前提に行われるものです。監査が行われる前には、レセプトによる書面調査や患者等に対する実地調査（患者調査）が行われ、それらの調査に基づいて監査が実施され、終了後に行政上の措置（「取消処分」「戒告」「注意」）を採るかどうかが決めます。

■ 保険医療機関及び保険医に対する指導の形態



厚生労働省：「保険診療の理解のために」より

2 | 指導・監査の目的と選定基準

保険医療機関である歯科医院は、健康保険法等で定められたルールに則り、適切に診療を行うことが求められています。その上で指導は、医療機関が療養担当規則に違反していないかを患者本人や保険者及び支払機関等からの情報提供に基づいて、実地指導を行ったり、ルールの詳細について周知徹底することを目的として、各地域の地方厚生局により実施されるものです。

1 | 指導の目的

指導の目的は、保険診療の質的向上及び適正化を図ることにあります。

指導大綱には、「保険診療の取扱い及び診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させること」としており、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、審査支払機関並びに保険者に協力を求め、円滑な実施に努めることとなっています。

■指導について

健康保険法第73条（厚生労働大臣の指導）

保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、**厚生労働大臣の指導を受けなければならない。**

※ 船員保険法第59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条についても同様の内容記載あり。

目的

「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について**周知徹底**させること」（指導大綱）

指導形態

「集団指導」「集団的個別指導」「個別指導」



指導後の措置

概ね妥当 < 経過観察 < 再指導 < 要監査

厚生労働省：北海道厚生局「保険診療理解のために」より

2 | 集団指導の選定基準

集団指導の選定基準については、各都道府県の厚生局によって多少の違いはありますが、新規指定の保険医療機関等については、概ね1年以内にすべてを対象として実施することになっています。ただし、時間的制限や指導する側の人員の都合から、実際には2～3年

を要する場合があります。また、診療報酬の改定時における指導、保険医療機関等の指定更新時における指導、保険医等の新規登録時における指導については、指導の目的や診療内容を勘案して選定しているようです。

3 | 集団的個別指導の選定基準

保険医療機関等の機能、診療科等を考慮した上で診療報酬明細書の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等（ただし、取扱件数の少ない保険医療機関等は除く。）について平均点数が高い順に選定しています。

具体的には、1件当たりのレセプトが、概ね都道府県平均よりも病院にあっては1.1倍以上、診療所にあっては1.2倍以上の医療機関が対象となり、これらの医療機関のうち、上位8%に相当する医療機関が選定されることになります。

■令和7年度 各都道府県別診療報酬の平均点数

（単位：点）

都道府県名	平均点数	都道府県名	平均点数	都道府県名	平均点数
北海道	1,419	青森県	1,352	徳島県	1,349
岩手県	1,312	宮城県	1,172	愛媛県	1,192
秋田県	1,405	山形県	1,179	福岡県	1,342
福島県	1,215	茨城県	1,197	長崎県	1,269
栃木県	1,133	群馬県	1,153	大分県	1,333
埼玉県	1,158	千葉県	1,215	鹿児島県	1,206
東京都	1,225	神奈川県	1,287	岡山県	1,368
新潟県	1,256	富山県	1,186	山口県	1,269
石川県	1,269	福井県	1,235	広島県	1,388
山梨県	1,215	長野県	1,198	香川県	1,353
岐阜県	1,191	静岡県	1,151	高知県	1,267
愛知県	1,240	三重県	1,165	佐賀県	1,231
滋賀県	1,155	京都府	1,296	熊本県	1,278
大阪府	1,412	兵庫県	1,323	宮崎県	1,306
奈良県	1,197	和歌山県	1,270	沖縄県	1,238
鳥取県	1,248	島根県	1,205		

4 | 個別指導の選定基準

個別指導の指導対象は、診療報酬請求等に関する情報提供があった保険医療機関と個別指導を実施したのちに改善が見られない保険医療機関です。さらに、集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する保険医療機関等も対象になります。

■個別指導の選定基準

- 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等。
- 個別指導の結果、指導後の措置が「再指導」であった保険医療機関等または「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等。
- 監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関等。
- 集団的個別指導の結果、指導対象となった大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等。
- 集団的指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの（ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導の選定基準のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない）。
- 正当な理由がなく集団的指導を拒否した保険医療機関等。
- その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等。

厚生労働省：北海道厚生局 保険診療理解のために より

5 | 監査の対象

監査は個別指導の結果などにより、保険診療の内容又は診療報酬の請求について、「不正」や「著しい不当」が疑われる場合に、保険医療機関の指定の取消など行政上の措置を前提に行われるものです。健康保険法第78条（保険医療機関又は保険薬局の報告等）には、「厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、（中略）出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」とされています。

■監査の目的と監査後の措置

- **目的**：「保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ること」（監査要綱）
- **監査後の措置（保険医療機関／保険医）**：指定取消／登録取消＞戒告＞注意

3 | 保険診療における禁止事項

保険診療を行うに際しては、さまざまな禁止事項が定められています。これらは、歯科医師法、保険医療機関及び保険医療養担当規則、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、健康保険法等、法律上で規定されているものです。

1 | 保険診療の禁止事項について

(1) 無診察治療の禁止

- 歯科医師は、自ずから診察しないで治療をし、または診断書もしくは処方箋を交付してはならない。（歯科医師法 第20条） → 保険診療としても当然認められない
- 初診時はもちろんのこと、再診時においても同様である。

(2) 特殊療法・研究的検査の禁止

- 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほかは行ってはならない。
（療担規則第18条）※例外…厚生労働大臣が定める先進医療（高度医療を含む）
- 各種の検査は、研究目的をもって行ってはならない。
（療担規則第21条）※例外…手続きを踏んだ治験

(3) 混合診療の禁止

- 保険医療機関が、保険診療として認められていない特殊な療法（処置、手術、検査、薬剤、歯科材料等）の費用を保険診療適用分の一部負担金と一括して患者より徴収することは、いわゆる「混合診療」に該当し、保険診療上認められない。
（療担規則第5条、18条、19条）
- 保険診療における一連の治療において、保険診療と自由診療を混在させてはならない。
※例外…保険給付外の材料等による歯冠修復及び欠損補綴における保険給付外治療の取扱い
ただし、当該治療を患者が希望した場合に限る

(4)健康診断の禁止

- 保険医の診療は、一般に歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもとし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。
(療担規則第12条)
- 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。
(療担規則第21条)

(5)濃厚(過剰)診療の禁止

- 各種の検査、投薬、手術、歯冠修復、欠損補綴、リハビリテーション、訪問診療は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- 処置は、必要の程度において行う。
- 入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。
(療担規則第21条)

(6)特定の保険薬局への誘導禁止

- 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(療担規則第2条の5、第19条の3)

2 | 経済上の利益の提供による誘引の禁止

(1)ポイント等付与の禁止

- 患者に対して、受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをしてはならない。
- その他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。
(療担規則第2条の4の2)

(2)バックマージン・キックバックの禁止

- 事業者又は従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供すること等により、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

例

保険医療機関が事業者等と患者紹介に関する契約書を取り交わす等して、紹介料として診療報酬の中から一定の金額を支払う。



事業者等から、同一建物の居住者を独占的に紹介してもらい、患者の状態等にかかわらず、一律に訪問診療を行う。



禁止

※いわゆる「患者紹介業者」や「施設職員」、「病院職員」などへの「金品」の提供は禁止！（療担規則第2条の4の2）

3 | 減免の禁止と安全性の確保

(1)一部負担金の受領

- 保険診療において、一部負担金は必ず全ての患者から徴収しなければならない。
- 当該保険医療機関の開設者、管理者及び親族又は職員についても必ず所定の一部負担金を徴収しなければ、健康保険法違反となる。

（法第74条）→減免等の措置を取ってはならない

(2)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

- 医薬品の品質、有効性、安全性等について「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の承認を受けなければ、医薬品の製造・販売は行えない。

（第14条）

※承認された医薬品の用法・用量、効能・効果、医療機器等の使用目的等を遵守することが、有効性・安全性の前提となっている。

（参考）（療担規則第19条）

1. 保険診療では厚生労働大臣の定める医薬品以外は用いてはならない。
2. 保険診療では厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。

厚生労働省：北海道厚生局「保険診療の理解のために」より

4 | 特定共同指導・共同指導における指摘事項

以下は、厚生労働省ホームページ「令和4年度 特定共同指導・共同指導における主な指摘事項」より抜粋した、保険医療機関たる歯科医院に対して行った特定共同指導や共同指導の際における指摘事項の事例です。

ただし、指摘内容はその当時の施設基準や算定条件等に基づき行ったものである点、留意願います。

1 | 診療に関する項目

(1) 診療録等の記載

① 診療録

- 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので、診療録が散逸しないように適切に編綴（へんてつ）すること。
- レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録において、診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
- 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容が不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
例：部位、傷病名、終了年月日、転帰、主訴の記載がない又は誤っている
歯科医学的に診断根拠のない傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められる
- 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので適切に記載すること。
例：行を空けた記載、鉛筆による記載、診療行為の手順と異なる記載、訂正又は追記した者及び日時が不明

② 歯科技工指示書

- 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
例：設計、使用材料、発行した歯科医師の氏名、当該歯科医師の勤務する診療所の所在地

③ 歯科衛生士の業務記録

- 歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない。

(2)在宅医療

● 歯科訪問診療料

診療録に記載すべき内容（訪問先名、歯科訪問診療の際の患者の状況等（急変時の対応の要点を含む））について、画一的に記載している又は記載が不十分である。

● 歯科診療特別対応加算

診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、画一的に記載している又は記載が不十分である。

(3)検査

● 電氣的根管長測定検査

検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

● 歯周基本検査

必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していない。

● 有床義歯咀嚼機能検査

必要な検査のうち咀嚼能力測定の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

(4)画像診断

● 総論的事項

- ・ 必要性の認められない歯科エックス線撮影を行っている。
- ・ 撮影した歯科エックス線写真を確認できない。
- ・ 歯科疾患の画像診断に際しては、歯科疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。
- ・ 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない。

● 診断料

歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

(5)歯周治療

● 診断、処置、手術等

- ・ 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行う事。
- ・ 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がなく、診断根拠や治療方針が不明確である。

● 歯周病安定期治療

- ・歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。
- ・一時的に症状が安定した状態に至っていない場合に算定している。

(6) 処置等

- う蝕処置：診療録に記載すべき内容（処置内容等）について、不十分である。
- 象牙質レジンコーティング：生活歯歯冠形成を行った歯に該当していない場合に算定してゐる。
- 口腔内装置：口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない。
- 有床義歯床下粘膜調整処置：旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外に算定している。

(7) 手術

- 抜歯手術
 - ・症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない。
 - ・歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に、難抜歯加算を算定している。
 - ・骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、抜歯手術「4埋伏歯」を算定している。
- 口腔内消炎手術：診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、記載が不十分である。
- 口腔内装置：口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない。
- 歯周外科手術：歯肉剥離搔爬手術における症状、所見について診療録への記載が不十分である。

2 | 診療報酬請求に関する項目

(1) 初診料

- 診療が継続している場合に、算定している。

(2) 歯科診療特別対応加算

- 診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、画一的に記載している又は記載が不十分である。
- 著しく歯科診療が困難な者に該当していない場合に算定している。

■参考資料

厚生労働省：令和6年度 特定共同指導・共同指導（歯科）における主な指摘事項

令和6年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

北海道厚生局：保険診療の理解のために

都道府県厚生局：保険診療平均点数